

平成22年度「社会教育を推進するための指導者の資質向上等」事業の概要（案）

区分	研修・講座名	対象	趣旨	定員	開催時期	備考
資質向上	社会教育主事専門講座	①都道府県及び指定都市教育委員会の社会教育主事等 ②都道府県及び指定都市の生涯学習・社会教育センターの社会教育主事等 ③上記①～②と同等の職務を行うと主催者が認めた者	社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導的立場にある社会教育主事としての力量を高める。	50人	22. 9. 15（水）～ 22. 9. 17（金） 【3日間】	
	公民館職員専門講座	①公民館主事及び公民館・公民館類似施設の職員 ②都道府県、指定都市及び市町村教育委員会の社会教育主事等 ③首長部局の生涯学習関連施設の職員 ④上記①～③と同等の職務を行うと主催者が認めた者	公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術についての研修を行い、地域の指導的立場にある公民館職員としての力量を高める。	50人	22. 6. 28（月）～ 22. 7. 2（金） 【5日間】	
	メディア教育指導者講座	①都道府県・指定都市教育委員会の指導主事及び社会教育主事でメディア教育を指導する者 ②市町村教育委員会の指導主事及び社会教育主事でメディア教育を指導する者 ③上記①，②以外の者で、各都道府県・指定都市教育委員会が、メディア教育の指導者として、本講座を受講することが必要であると特に認める者	情報リテラシーの育成やマルチメディアの利用促進を図る上で必要な専門知識と技術を習得させ、メディア教育に関する指導者の体系的・計画的な育成を図る。	50人	22. 10. 4（月） ～22. 10. 8（金） （5日間）	
研究協議	全国社会教育主事研究協議会	①各都道府県・指定都市教育委員会の社会教育主事 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	地域における社会教育活動の一層の充実を図るため、都道府県・指定都市の社会教育主事が一堂に会し、生涯学習・社会教育振興施策の現状及び今後取り組むべき課題について研究協議を行う。	120人	22. 7. 15（木）～ 22. 7. 16（金） 【2日間】	

区分	研修・講座名	対象	趣旨	定員	開催時期	備考
資質 向上	新任図書館長研修	①主として公共図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高める。	50人 (主会場)	22. 8. 31 (火) ~ 22. 9. 3 (金) 【4日間】	委託事業 (東京の主会場以外に都道府県・指定都市の副会場で実施予定)
	図書館司書専門講座	①図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある者 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書として力量を高める。	50人	22. 10. 18 (月) ~ 22. 10. 29 (金) 【12日間】	
	図書館地区別研修	①図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験が概ね3年以上の者若しくは研修テーマに関連する業務に従事している者 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高める。	未定	22. 11 ~ 23. 2 【4日間】	委託事業 (全国6箇所で実施予定)
	博物館長研修	①主として登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の館長・副館長に就任して2年未満の者 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	50人	22. 7. 7 (水) ~ 22. 7. 9 (金) 【3日間】	
	博物館学芸員専門講座	①登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員で、勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある者 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員として力量を高める。	50人	22. 12. 8 (水) ~ 22. 12. 10 (金) 【3日間】	

区分	研修・講座名	対象	趣旨	定員	開催時期	備考
資質向上	学芸員等在外派遣研修	①登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員で、勤務経験が概ね6年以上の者 ②上記①と同等の職務を行うと主催者が認めた者	学芸員等を諸外国の博物館に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等の特定テーマの調査を実施し、その研修成果を国の博物館施策に反映させるとともに、地域の学芸員を対象とした研修等において活用させる。	3人程度	22. 7～ 23. 2 【3か月程度】	
資格付与	社会教育主事講習 [A]	社会教育主事講習等規程第2条に定める者	社会教育法第9条の5の規定に基づき、社会教育主事の資格付与のための講習を行う。	120人	22. 7. 21 (水) ～ 22. 8. 25 (水) 【36日間】	国立教育政策研究所社会教育実践研究センターに委嘱して実施
	社会教育主事講習 [B]			120人	23. 1. 19 (水) ～ 23. 2. 25 (金) 【38日間】	国立教育政策研究所社会教育実践研究センターに委嘱して実施
	社会教育主事講習 (大学実施)			各40～120人	22. 7～ 22. 8 【1か月程度】	委託事業 (全国13大学で実施予定)
	司書講習	図書館法施行規則第2条に定める者	図書館法第6条の規定に基づき、司書の資格付与のための講習を行う。	各50～200人	22. 6～ 22. 9 【2か月程度】	例年13大学程度で実施
	司書補講習	図書館法施行規則第3条に定める者	図書館法第6条の規定に基づき、司書補の資格付与のための講習を行う。	各50人程度	22. 6～ 22. 9 【2か月程度】	例年6大学程度で実施
	学芸員資格認定試験	①(試験認定)博物館法施行規則第5条に定める者 ②(無試験認定)博物館法施行規則第9条に定める者	博物館法第5条第1項第3号の規定に基づき、学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者の資格認定を行う。	—	22. 11. 15 (月) ～ 22. 11. 16 (火) 【2日間】	